

決 定 要 旨

被 審 人（住所）東京都中央区勝どき一丁目 1 3 番 1 号
イヌイビル・カチドキ 4 階
（名称）アジア開発キャピタル株式会社
（法人番号 9010601034809）

上記被審人に対する令和 4 年度（判）第 5 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第 1 8 5 条の 6 の規定により審判長審判官長尾洋子、審判官城處琢也、同高津戸朱子から提出された決定案に基づき、法第 1 8 5 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 1 5 0 0 万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和 4 年 1 1 月 2 日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回の審判の期日前に、課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和 4 年 9 月 1 日

金 融 庁 長 官 中 島 淳 一

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第4号に該当

被審人は、東京都中央区勝どき一丁目13番1号イヌイビル・カチドキ4階に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場されている会社である。

被審人は、架空循環取引による売上の過大計上等の不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、下表の番号1から番号6のとおり重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出したものである。

表

番号	継続開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容(注)	主な事由
1	平成30年6月28日	第98期(平成29年4月1日~平成30年3月31日)に係る有価証券報告書	平成29年4月1日~平成30年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	売上高が315百万円であるところを682百万円と記載	売上の過大計上等
2	平成30年8月14日	第99期第1四半期(平成30年4月1日~同年6月30日)に係る四半期報告書	平成30年4月1日~同年6月30日の第1四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	売上高が140百万円であるところを415百万円と記載	売上の過大計上等
3	平成30年11月14日	第99期第2四半期(平成30年7月1日~同年9月30日)に係る四半期報告書	平成30年4月1日~同年9月30日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	売上高が167百万円であるところを718百万円と記載	売上の過大計上等
4	平成31年2月14日	第99期第3四半期(平成30年10月1日~同年12月31日)に係る四半期報告書	平成30年4月1日~同年12月31日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	売上高が311百万円であるところを1,137百万円と記載	売上の過大計上等

5	令和元年 6月26日	第99期（平成30年4月1日～平成31年3月31日）に係る有価証券報告書	平成30年4月1日～平成31年3月31日の連結会計期間	連結 損益計算書	売上高が517百万円であるところを、1,630百万円と記載	売上の過大計上等
6	令和元年 8月14日	第100期第1四半期（平成31年4月1日～令和元年6月30日）に係る四半期報告書	平成31年4月1日～令和元年6月30日の第1四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	売上高が132百万円であるところを322百万円と記載	売上の過大計上等

（注）金額は百万円未満切捨てである。

2 法令の適用

上記1に掲げる事実のうち

表の番号1及び同5の各事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項、第185条の7第6項

表の番号2、同3、同4及び同6の各事実につき

法第172条の4第2項、第24条の4の7第1項、第185条の7第6項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実のうち

表1の番号1の事実につき

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第98期事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）に係る有価証券報告書について算出した課徴金の額は、被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額341,804円が、6,000,000円を超えないことから、6,000,000円となる。

表の番号2、同3、同4及び同5の各事実につき

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第99期事業年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）第1四半期（平成30年4月1日から同年6月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第99期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期（平成30年7月1日から同年9月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第99期第2四半期報告書」という。）、

同事業年度第3四半期（平成30年10月1日から同年12月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第99期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第99期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下において「個別決定ごとの算出額」という。）は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第99期第1四半期報告書	326,163円
第99期第2四半期報告書	290,730円
第99期第3四半期報告書	252,874円
第99期有価証券報告書	271,681円

が、いずれも

② 6,000,000円

を超えないことから、

第99期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第99期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第99期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第99期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第99期第1四半期報告書、第99期第2四半期報告書、第99期第3四半期報告書及び第99期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第99期事業年度）に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第99期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) = 1,200,000 \text{円}$$

第99期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) = 1,200,000 \text{円}$$

第99期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) = 1,200,000 \text{円}$$

第99期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) = 2,400,000 \text{円}$$

となる。

表の番号6の事実につき

法第172条の4第2項の規定により、被審人の第100期事業年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）第1四半期（平成31年4月1日から令和元年6月30日まで）に係る四半期報告書について算出した額は、被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額216,727円が6,000,000円を超えないことから、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円となる。